

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書を部分開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成 28 年 8 月 3 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「名称のいかんに関わらず、秘密文書（極秘文書を含む。）の取扱いに関する訓令及び通達等の全て」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

- (1) 実施機関は、本件請求の対象となる行政文書のうち警備部公安課を担当部署とするものとして、平成 27 年 2 月 12 日付け警備部長通達「警備保安の徹底について」（以下「本件対象文書 1」という。）、平成 27 年 4 月 17 日付け警備部長通達「警備関係文書等の保安措置の徹底について」（以下「本件対象文書 2」という。）、平成 27 年 4 月 17 日付け警備部長通達「『警備関係文書等送達細則』の制定について」（以下「本件対象文書 3」という。）、平成 27 年 7 月 24 日付け警備部長通達「『警備関係文書等送達細則』の一部改正について」（以下「本件対象文書 4」という。）及び平成 28 年 5 月 19 日付け警備部公安課長通知「警備関係文書等の送達による送達要領について」（以下「本件対象文書 5」といい、本件対象文書 1 から本件対象文書 5 までを「本件対象文書」と総称する。）を特定した。
- (2) そして、本件対象文書には下記アからウまでの事項が記載されており、実施機関は、これらの事項について、公にすることにより、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 10 条第 4 号に該当し、かつ、下記ウについては、公にすることにより、警備手法等が明らかとなり、適正な警察行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 10 条第 6 号に該当すると判断した。

ア 警備保安の詳細に関する内容

イ 警備関係文書等の詳細に関する事項及び保安措置内容

ウ 警備関係文書等の送達に関する事項

- (3) これにより、実施機関は、本件対象文書 1 から本件対象文書 3 まで及び本件対象文書 5 のかがみ文及び別添の表題以外の部分並びに本件対象文書 4 のかがみ文における「改正点 1」の部分及び別添の全て（以下「本件不開示部分」という。）を不開示として行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 28 年 9 月 30 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 11 月 17 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 6 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、実施機関が、条例第 10 条第 4 号及び第 6 号を適用し、本件対象文書の一部を不開示とした理由が不明確であるからというものである。

第 4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、当審査会に提出した実施機関の弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 10 条第 4 号（公共安全情報）該当性

上記第 2 の 2（2）アからウまでに掲げる全ての不開示部分において、警備警察活動の根幹をなす警備保安の詳細及び警備警察の捜査や情報収集活動等の警備警察の手法に関する情報を記載していることから、同情報が開示されることとなれば、警備警察の捜査や情報収集活動を妨害しようとする者等が当該情報を研究、分析することで警備関係文書等の窃取が容易となり、さらに具体的な警備保安や捜査の情報を入手することで警備警察の捜査や情報収集活動を妨害するなど、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 条例第 10 条第 6 号（行政執行情報）該当性

上記第 2 の 2（2）ウに掲げる不開示部分については、当該情報が具体的な警備警察事務の手法等に関する情報であることから、同情報が開示されることとなれば、警備警察の捜査や情報収集活動を妨害しようとする者等が当該情報を研究、分析することで警備関係文書等の窃取が容易となり、適正な警察事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書の不開示理由について

諮問実施機関に対して、本件不開示部分において、上記第 2 の 2（2）アからウまでに掲げる内容が記載されている箇所を確認したところ、同アについては本件不開示部分の全てが該当し、同イ及びウについては、本件不開示部分の記載内容に応じてそれぞれ該当するというのであった。なお、不開示項目と不開示理由は対応するように記載すべきであるが、諮問実施機関に確認したところ、その項目を表示すること自体が警備保安や捜査情報を推察させ、一般に警備警察の捜査や情報収集活動を妨害しようとする者等が当該情報を研究、分析することで警備関係文書等の窃取が容易とな

り、適正な警察事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、包括的な記載にせざるをえないとのことであった。

2 条例第 10 条第 4 号該当性について

- (1) 条例第 10 条第 4 号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とすることを規定している。本号に該当する情報について、犯罪の予防等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関の第一次的判断を尊重するものであるが、当該判断について実施機関の裁量が無制限に認められるものではなく、合理性があると認められる範囲内のものでなければならない。
- (2) 本件対象文書は、警備警察及び警備関係文書等に関する文書であるが、諮問実施機関の説明によれば、警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする（警察法 [昭和 29 年法律第 162 号] 第 2 条第 1 項）とされている。その中でも特に、警備警察とは、公共安全と秩序を維持することを目的として行われる、国の公安又は利益に係る犯罪等の取締り及びこれらの犯罪に関する情報収集並びに重大事案への対処に関する作用をいい、警備関係文書等とは、警備警察運営上必要な文書のうち一定の条件を満たすもの及び当該文書を記録した電磁的記録媒体をいうということであった。
- (3) 当審査会において、本件不開示部分を見分したところ、実施機関の職員が順守すべき警備警察の運営に関する事項のほか、警備警察の運営に当たって実施機関内で取り扱うこととなる警備関係文書等に関する事項が詳細に記載されており、上記に掲げる警備警察の役割や警備関係文書等の性質に鑑みると、本件不開示部分を開示すると、警備関係文書等の窃取が容易となることなどから、警備警察の捜査や情報収集活動等が妨害され、犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断は合理性を持つものであると認められる。
- (4) なお、諮問実施機関は、本件不開示部分のうち、「警備関係文書等の送達に関する事項」については、条例第 10 条第 6 号にも該当すると主張しているが、これについては判断するまでもない。
- (5) 以上のことから、本件不開示部分は条例第 10 条第 4 号の不開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは、妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 3. 16	・ 諮問を受けた。
30. 2. 23 (平成 29 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 5. 25 (平成 30 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授